

# 反社会的問題傾向のある生徒へのチーム援助

宮本 秀男\*・瀬戸美奈子\*\*

反社会的問題傾向のある生徒への対応において有効な手立てとは何かを見出すために本研究で検証をおこなうこととした。結果として、学校現場だけでなく行政等の諸機関との連携が生徒本人、保護者そして担当教員の負担軽減と課題解決のための見通しを立てる上で極めて円滑に進めることができた。場合によっては、医療機関との連携も重要なポイントとなる。ケース会議での連携における認識として、行政諸機関の「できること」「できないこと」の受け持ちの領域を相互が理解と確認を積み重ねていくことが課題解決への重要な決め手となる。

本事例から、特別支援教育の視点、生徒指導の視点、家庭への援助、他機関との連携といった多様な支援の視点をもつことが必要であることが明らかとなった。

キーワード：反社会的問題行動、行政の諸機関との連携、ケース会議、特別支援教育、生徒指導、家庭への援助

## 1 はじめに

反社会的問題傾向のある生徒への対応について、行為障害が疑われる事例をとりあげチーム援助による効果的な支援の方法と学校体制の在り方について検討することを目的とする。

## 2 事例の概要

- (1) 対象：高校生 A
- (2) 期間：X 年 4 月～X+1 年 3 月
- (3) 方法：反社会的な問題行動を起こす生徒 A が適切な学校生活や友人関係を構築するためにケース会議を開催した。第一筆者は管理職としてケース会議を開催、他機関連携調整や保護者や本人との面談を行った。援助の経過について、職員会議の記録、ケース会議の記録、関係教員の記録、管理職の記録をもとに記述し、考察する。

なお事例の記述にあたっては、プライバシーに配慮し、本質を損なわない程度に改変している。

### (4) 事例の概要：

A は、長時間集中して授業を受けることができず、授業を妨害する態度が目立つ生徒である。学力は低く、中学校時代は、授業中の問題行動も多く、教員の指導には、激しく反抗をくり返していた。中学校のスクールカウンセラー（以下、SC）から発達の問題の可能性を示唆されている。高校入学後も他の生徒への威嚇、暴力行為、注意した教師への暴言など、同様の行動が続いたため、A 本人への説諭指導や家庭訪問を繰り返した。保護者にも、行動の改善指導を求め

るが一向に変わらない状況が続いた。そんな中、対教師への威嚇行為が連続して発生し、担任や生徒指導担当者が家庭訪問をくり返した。

出身中学校との情報交換、高校入学後の本人の学習や生活状況から、他機関とも連携していく必要があると管理職として判断し、ケース会議を開催することとした。ケース会議のメンバーは相談支援員、児童相談所、福祉機関、SC、教員、県スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）である。ケース会議の結果、以下の方針に基づいて援助を行うこととした。会議は計 8 回開催した。そこでは、次のことを当面の方針とした。

- ①授業での規律が成立するよう仕切り直しをおこなうルールをつくり A に提示する。
- ②適切な対応ができるよう医療機関を受診することを A と保護者に説明し、納得させる。
- ③県教育委員会（以下、県教委）に授業補助員の加配を要請する。
- ④福祉機関の担当者、母子支援員が家庭訪問をおこない A に関わる保護者の困り感を聴き取る。

## 3 結果と考察

### 第 I 期 反社会的問題行動の顕在化（X 年 4 月～7 月）

#### (1) ケース会議開催まで

授業には出席するが大きな声で騒ぐ、立ち歩くといった行動が目立つようになる。教師の注意に対しては反抗的で、一旦興奮すると感情のコントロールが困難な様子であった。A の行動について担任を中心に家庭訪問、電話、手紙などの手段を講じて保護者と連絡をとるが、なかなか連絡がつかない状況が続く。そこで管理職と担任で協議し、保護者との連携以前に、まず

\*前県立高等学校校長

\*\*三重大学教育学部学校教育講座

担任による A への指導を行うこととした。担任は A との個人面談を時間をかけて行い、授業態度について注意、進級に関する欠課時数の扱いについて説明した。

しかし依然として続く問題行動に、保護者と今後の対応を話し合う必要性を強く感じ、管理職が直接保護者に学校に連絡するよう伝えた。その結果、保護者と担任の連絡がつくようになり、以後は、保護者と担任が定期的に連絡することにした。

A の問題行動は担任による指導や家庭への連絡以後も続き、他の生徒への威嚇行為、授業妨害、教師への威嚇行為などが日に日に顕在化、悪化してきた。問題がおきるたびに、担任や生徒指導担当教員による嚴重注意や説諭を行った。指導に対しては一時的に聞き入れる場合もあったが、感情的に興奮すると教師が制止してもおさまらない場合が増えてきた。

ここまでの A の行動から、管理職として以下の判断を行った。

- ①保護者との連絡はとれたが、A の問題行動はより大きな問題に発展する危険性があると考え、適切な対応をするためには、関係機関と連携したケース会議の開催が必要である。
- ②指導する担任の負担が大きいことから、ケース会議を開催し、職員全体で A の行動への対応方針を共有し、問題行動への対応へのルールを仕切り直し、明確にする必要がある。

以上の方針に基づいて、管理職として関係機関と連絡をとり、ケース会議開催のための連絡調整をおこなった。また担任を中心に問題行動についての学校のルール作りに取り組んだ。

## (2) 中学校との情報交換

A は校内テストを受験したが、途中退室し、他の生徒の受験妨害を行い、監督の先生から注意をうける。この注意に対して反発する A、そこに周囲の生徒も加わり大きな騒ぎとなった。

生徒指導担当教員と担任で家庭訪問を行ったが、本人は部屋に閉じこもり出てこなかったため、保護者にテスト時の状況や A の行動を説明した。また A が登校した際に生徒指導担当から注意指導したが、反省している様子が乏しいことから反省を促すために自宅待機をさせ、学校生活の改善を試みるよう指示をする。

その間、A に対して、担任は家庭訪問をおこない、A の中に学校に行きたい気持ちがあることを確認した。A は反省の言葉を述べたが、再登校開始後、校則違反など禁止されている行動は改まらず、その都度教師から注意指導を行った。

さらに A について理解を深めるために、中学校での学校生活を把握することが必要と管理職は判断し、

A の出身中学校を教頭と担任が訪問し、中学校の SC、教頭、養護教諭と懇談した。その結果、以下のような中学校での状況が明らかになった。

A は中学入学直後から、授業中教員の指示に激しく反抗し騒ぎを起こしていた。保健室では静かに学習できる。教室にもどすと再び反抗し騒ぎを引き起こす。教員数人で取り押さえるが、学校では対応できない状態になる。担任や親身になって接する教員にも、暴力行為があった。学力は下位であり、中学校の授業を理解することは困難であった。中学校の SC からは、高校側が具体的な対応策をもって、毅然とした態度で臨むようアドバイスをうけた。

A の問題の深刻さが中学校との情報交換から明らかになり、低学力の問題も浮かび上がってきた。A の学力補充や授業規律成立のためには授業支援員が必要であることが担任から提案された。また学校での状況から医療機関、SC との相談も欠かせないことを関係教員で確認した。

## (3) 第 1 回ケース会議開催 (6 月)

相談支援員、児童相談所、福祉機関、SC、SSW で構成したケース会議を開催し、A への対応をはじめ校内でのルールの再検討をどう進めるか、A への関わりについて必要なことは何か、各自の役割分担について話し合いを行った。

SC からは、学校側の対応として、否定的表現でなく「ルールを守ったらこうなる」という肯定的な表現で示す。社会的マナーと授業のルールは分ける方がよいとの助言を得る。

その結果、学校でのルールとして、①授業中は、携帯電話の電源は切るかマナーモードで、通話やメールはしない、②授業に必要な教科書、ノート、筆記具などを持ってくる、③授業中に教室を立ち歩いたり、授業の進行を妨げない、④授業中に廊下に出たり、他の教室に行ったりしないといったルールを確認し、A に伝えていくことを決めた。

相談支援員からは、A の行動から発達上の問題が推察されるという指摘があり、保護者と本人に医療機関の受診を強く勧めることとした。

会議の結果を受けて学校としての対応を関係教員で確認した。

- ①学校でのルールについては、担任が A に説明し、各教科担当教員は、各教科の注意事項を授業時に伝える。
- ②医療機関の受診は、保護者と共通理解を持ちながら進める。
- ③管理職は、A の保護者に対しても学校のルールについて説明し共通理解をはかる。

(4) 問題行動の悪化

一学期末、A が担任へ威嚇行為をみせ、周囲の生徒もふざけながら同調するという出来事が起こった。担任は今後 A を指導していくことに恐怖や不安を感じ、その結果、担任は心身の不調を訴えるようになった。

生徒指導担当が A に事情を聞くが、「A が行った威嚇行為は行きすぎた行為であり、一步間違えば負傷につながる」いうことが A には理解できない様子であった。学校では A に対し懲戒処分の判断をくだし、管理職、生徒指導担当、福祉機関職員で家庭訪問をおこない、本人と保護者に説明した。説明の途中で A は興奮状態となったが、福祉機関の職員が説得し、なんとか話をすることが可能となった。

処分期間であるにも関わらず、学校に再登校し、教員を挑発する言動を繰り返す A に対し、教師間に緊張と疲労が見えはじめた時期である。このころ、家庭の中でも器物破損などの問題行動が激しくなってきたことが明らかとなった。保護者が A の行動を制止し、A の要求を受け入れないことがその原因であった。自宅近隣からも関係機関に情報提供があり、関係機関の職員が自宅を訪問し、家庭での人間関係の仲裁に入ることが頻繁になった。

(5) 第 2 回ケース会議開催 (7 月)

第 1 回目と同じメンバーでケース会議を開催した。学校で決めたルールについて、なかなか徹底できない状況が担任から説明がなされた。SC からは、教室で起こることは教室で、廊下で起こることは廊下で指導されるのが子どもにとっては一番納得しやすい。行動が起こるその場で指導するのが効果的であるとの指摘をうけた。

担任の疲労感は大きく、管理職は担任のサポートを行うことを示し、最後の教育の機会だと思って支援していこう」と励ました。

第 II 期 他機関との連携から医療へのつなぎ (7 月～8 月)

一学期末、県教委学校支援アドバイザー (問題行動等の解決のためのサポート) が来校し、以下助言を学校に対して行った。

- ①子どもは特別支援が必要な生徒であり、一定期間学校を休んで、医療機関にて治療の機会を持つことが必要である。
- ②児童相談所や福祉機関が保護者と本人に医療機関受診を勧める。
- ③暴言や威嚇が実際暴力行為になる恐れが極めて高いことを警察、児童相談所にもあらかじめ伝えておく。またかねてから依頼していた授業支援員を週 15 時間

配置することが決定した。人選は、学校がおこない、特別支援の経験豊かな支援員を充てることとした。

8 月上旬、県教委との協議 (校長、学校支援アドバイザー、生徒指導担当指導主事、SSW) をおこなう。児童相談所との連携と医療機関の受診についてが主な協議事項であった。

8 月中旬、職員研修として、「教育課程の側面からできること」をテーマに高校における取り出し授業の具体的な進め方について検討をおこなう。

(1) 第 3 回ケース会議開催 (8 月)

福祉機関職員が医療機関の受診を予約し、受診につなげるよう保護者と相談をすすめた。医療機関受診を優先し、まず落ち着いた行動がとれることを目的とすることを確認した。非常勤特別支援教育補助員 (以下、授業支援員) の活用にあたって、具体的な支援内容 (学習支援、パニックのスイッチをオフに、肯定的な声かけ、対話など) を検討し、スムーズに援助できる準備をおこなった。

二学期からの授業支援員の採用が決定し、保護者、A 本人了解の上、医療機関受診を予約した。

第 III 期 進路再考から医療機関受診へ (9 月～10 月)

二学期に入り、自宅で器物破損、保護者への暴力行為がみられるようになり、保護者自身も大きな困り感を抱くようになった。学校では依然として教師への威嚇行為や暴言が続く。

教頭から、この行為はダメであることや、連絡があるまで登校してはならないことを本人に伝え、保護者にも状況を説明した。今後の学校生活をどうするのか保護者共々よく考え、意思を求めることとし、それまでは、登校を差し控えるようにとも伝える。

1 週間後、A が登校し、校長と約 20 分面談をする。比較的落ち着いた様子であり、学校は続けたい、暴力行為についても謝罪の様子を見せた。「学校を続けたい」という A と保護者に対し、学校の回答として、医療機関の受診と医師が「学校に行くことに支障はない」となれば、登校を認める。それまでは登校を差し控えること、そのことにより欠席が伴うことを伝え、本人も保護者も了解した。

(1) 第 4 回ケース会議開催 (10 月)

A の状況について報告する。その中で保護者とともに登校する予定の前日、一人で登校した経緯が報告された。「校長と話がしたい」という A に対し、校長は「親と一緒に来てもらいたいがどうしても話したいならば聞く」と応じた。A は普段は履かないスリッパに履き替え、仕事のこと、卒業後の資格取得の夢な

どを自分の言葉で話をした。興奮することもなく落ち着いて話げできた。ほめると笑みを浮かべることがあった。

相談支援員から、この対応について規制の効く環境の中で冷静に話げできたことは素晴らしい。この子にとっていい経験になったはずだとの指摘があった。

医療機関受診には、本人と保護者に福祉機関職員が同行することとした。受診につなげることができ、少し希望が芽生えてきたとの実感がメンバーに共有された。

#### 第IV期 医療機関受診から進路選択（11月～12月）

医療機関受診後、登校したが、教室には入らず別室でゲームに興じる。中から鍵をかけ教員の出入りができないようにした。教師が今後、こういった鍵かけはしないよう注意する。注意は、短い言葉で事実のみを伝えることが職員間に理解されてきた。

2回目の受診日には都合が悪いことを理由に本人は行かなかったが、保護者と福祉機関職員が出向いた。

以後、Aには登校を差し控えるようにという指導を学校では行っていたが、Aは受診をキャンセルした後、登校し、教員に対し挑発する言動を続ける。全ての教員に挑発的な言葉を投げつけるが、なんとか暴力行為に至る事態を回避した。極めて不安な状態であった。

##### (1) 第5回ケース会議開催（11月）

学校からAの状況を報告した。医療機関で投薬された薬の服用をしていないが、効果が出るまで一定時間がかかる。服用を中止すると逆効果、また本人の不安感が増してきているのを感じるのを見通しを持たせないと今回のようなことが今後も起こる。服用することなどの約束をして、薬の効果を実感させることが大切との指摘が相談支援員からあった。威嚇行為から暴力へ発展していないのは、薬の効果もあり、先ずは薬を飲むことが大事であることも指摘された。

11月中旬、登校してくるAに対し校長が面談を行った。Aは興奮気味で表情が険しく、医療機関受診を勧められたことで学校への不信や不満を抱いている様子がうかがわれた。面談では、医療機関受診継続の効果や現在の生活の様子、今は登校できないことなどを話す。医師の「学校へ行くことに支障なし」との判断が得られるためにも医療機関に行くことを勧める。医療機関受診に不信感を抱くAに対し、「あなたのこれまでの行動をいろいろな専門家の方と話し合い、医療機関に通いながら落ち着いた行動をとることができるようになることがまず必要だとなった。そうでないと授業に出せない」と応答した。校長の言葉に対し、A

自身が理解できているかどうか判断できなかったため、短時間の面接で終えた。

また別の日に登校したAに対し、生徒指導担当が別室でAに対応し、少し話を聞いて下校を促すことが続く。話を聞けば、なんとか下校の言葉には従う。教員に挑発的な言動を見せることも多く、指導になかなか従わない。勝手に登校し勝手に教室に入る状況が続き、学校の指導が難しい状況であった。

そのため学校で今後の対応を話し合い、進路変更も含めた選択肢をAに提示することとした。11月下旬、保護者に面談を促し、今後のことについて、3つの選択肢を説明した。①受診し、医療とつながりながら学校に来るような状況をつくる、②休学、③自主的な退学。受診がかなわず学校に来て暴れる行為があれば行政処分による退学の可能性もあることを付け加えた。A本人には家庭で選択肢を伝え、家族で協議してもらうこととし、期限を区切って結論を出してもらうこととした。

家庭で今後の進路についての説明を話そうとしたことをきっかけに、Aが興奮し、暴言を吐きながら緊張した表情で登校するという事件が起こった。事前に福祉機関職員からの連絡が学校にあり、Aが極めて危険な状況であり警察の支援を依頼するほうがよいとの助言を受ける。警察署に学校周辺のパトカー巡回、校内での署員待機を依頼した。そういう状況下で、登校してきたAと校長との面談となり、約30分おこなった。校長から今後の進路の「三つの選択肢」の説明を丁寧に繰り返す。Aの表情は非常に険しく、会話が一方通行気味で進行していった。医師に「学校へ行くことに支障ない」ことを尋ねたかの問いや、再受診を促す言葉かけに対しても、粗暴な言動で応じ、挑発的な言動を何度か繰り返した。

二学期末、県教委学校支援アドバイザーが来校し、Aへの対応について協議した。事件を未然に防ぐための手立て、医療機関の関わり、関係機関との連携、進路の選択肢などについて検討し、今後の進路において就業の重要性をアドバイザーから指摘された。児童相談所も訪問し、学校の窮状を強く訴えるが、児童相談所としてこれ以上の対応は難しいとのことで、打開策が見いだせない状況であった。

登校を差し控えるようにという学校からの指示にも関わらず、Aは登校し、授業妨害を繰り返し、別室で教員が対応することが続いた。制止を伴う注意指導には強く反発し、興奮するために緊迫した状況が続いており、危機意識を全ての教員が感じていた。これまで比較的落ち着いて話げできていた管理職に対しても、話を聞こうとせずに面談も一方通行であった。

Aが登校した際には、緊迫した場面となり、いつ

暴力行為が起こってもおかしくない状況であった。問題を未然に防ぐことがいつまで続けられるのかわからず、外部機関に施設での保護等を相談するが、困難だと説明される。

(2) 第6回ケース会議（12月）

Aに関わる関係者すべてに疲労と無力感がみられる会議となった。学校もAへの対応で疲弊しきっており、学校でできる援助の枠組みや限界について再考する必要があると判断した。保護者、本人に対し、今後の進路について進路変更も視野にいれて選択肢を示し、対処するという方針を再確認する。

家庭でも問題行動は続き、二学期末に保護者、校長、教頭、担任で今後の進路について検討した。高校卒業より就業を視野に入れた進路が大切であることで保護者の合意を得られ、最終的に保護者から、休学届が提出された。

第V期 振り返り（1月～3月）

(1) 第7回ケース会議開催（1月）

休学後もAの様子については、関係機関で情報共有と今後の対応について検討を行った。Aは学校を続けたいという気持ちがあることをクラスの友人に話しているが、学校の対応としては、本人に対し「休学中の登校はできない」という事実のみを伝えることに徹した。

(2) 第8回ケース会議開催（3月）

X年度のAへの援助を振り返り、今後の対応について検討した。問題行動の改善には至らなかったが、医療機関につなぎ受診ができたことで、本人・保護者に何らかの変化や自覚が芽生え、今後必要な時には医療と連携できる下地ができたと思われることは成果であった。

またAのケースをきっかけに、中高との連携、あるいは小学校との連携が必要な他のケースについても考える機会となった。早期に連携しながら特別支援の視点に基づいた支援計画の実践ができるような働きかけで救われる児童生徒もいるはずではないかと会議参加者が共通理解できたことは、他のケースにおける連携をスムーズにしていくことにつながった。

学校としては外部機関の限界に理解を持つことができた。やはり、それぞれの領域で最善を尽くす方法を考え抜くことは重要である。相互の立場の尊重と信頼が大切である。ケース会議がチームとして機能するには管理職の理解と協力、リーダーシップも重要な要素であることを確認した。

## 4 総合考察

この実践では、複数の職種の異なった専門家集団で構成するケース会議において、課題の洗い出しと解決に向けた道筋を立て、実行しその結果を検証するプロセスに進めた。また当初予定していた機関だけでなく、問題の深刻化に伴い、さらに多くの他機関と連携を行った。県教育委学校支援アドバイザーからのAへの特別支援の必要性和、医療機関での治療を助言されることなどである。一度は医療機関を受診し、投薬されるが継続的な受診、服用には至らなかった。また学校だけでの指導に困難を生じ、警察、児童相談所にも相談し連携をはかっていくこととした。

ケース会議は8回開催し、その内容は以下の通りであった。

第1回（6月）援助方針の確認と役割分担

- ①学校は、授業のルール確認と遵守
- ②福祉は、医療機関へのつなぎ役
- ③専門職は、各役割の進捗状況への助言

第2回（7月）経過報告

保護者へのアプローチ

第3回（8月）授業支援員の確保と役割

第4回（10月）対教師への威嚇行為に対する対応

第5回（11月）医療機関受診状況と今後

第6回（12月）暴力行為への対応と進路支援

第7回（1月）休学後の状況

第8回（3月）一年の振り返りと今後の援助

ケース会議スタート時は、切迫感がある中にも適切な支援のもとなんとか正常な学校生活が築けないかすべての関係者が腐心をした。その結果、具体的な対応について検討し、対応を工夫することが可能となった。例えば、授業のルールでは、教室から無断で出た場合の声かけとして「どうしたの？教室にもどろう」「教室にもどろう」とくり返すこととした。また、迅速な対応もできた。専門職の助言は、的を射ていることが多く教員は多くのことを気づかされた。

しかし、専門機関それぞれの領域や限界への理解不足もあり、ケース会議を重ねるごとに、方針通りにいかない事が多く、メンバーに疲弊感が出てきた。機関が連携することと他機関に頼りすぎないこととの間で、支援を実践に移す上で気持ちの上での壁が生じてきた点は今後の課題といえよう。

担任一人が、課題を抱え込むことなくさまざまな見地から見立てを行い、解決を意識して取り組む営みである。チームの支援により孤立することなく最悪の事態を回避できた。しかし、初期の目的である適切な学校生活と学力保障の観点が、事故の起こらない安全安心の場所とし

【参考】

日本学校心理士会東海ブロック研修会(H24.12.09)での配付資料より転載 西山久子准教授(福岡教育大教職大学院)

### 機能的チーム援助の成立する背景

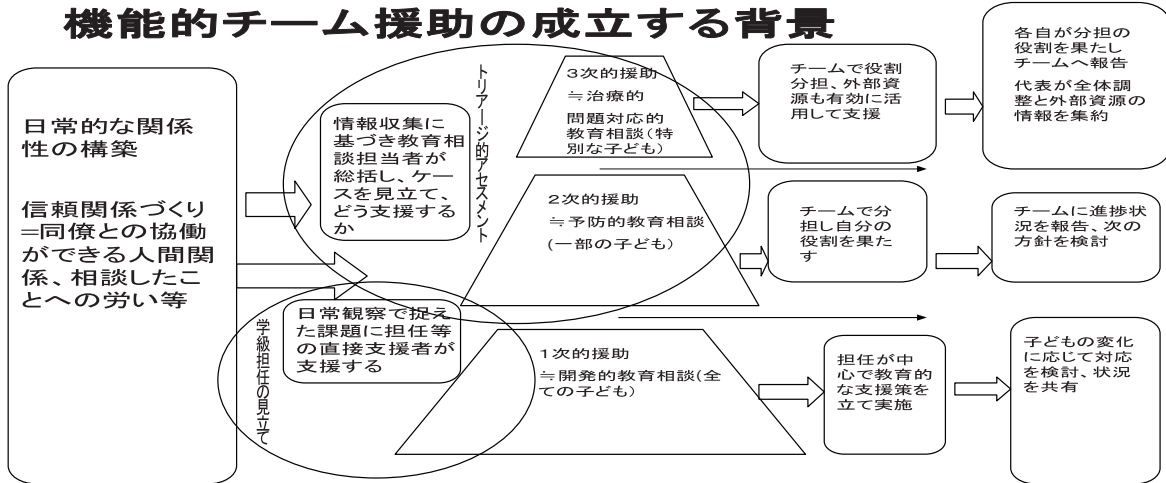


図1 教育相談活動階層的援助システム (西山, 2010 を修正)

日本学校心理士会東海ブロック研修会(H24.12.09)での配付資料より転載 西山久子准教授(福岡教育大教職大学院)

### 校内外のメンバーが関わるチーム

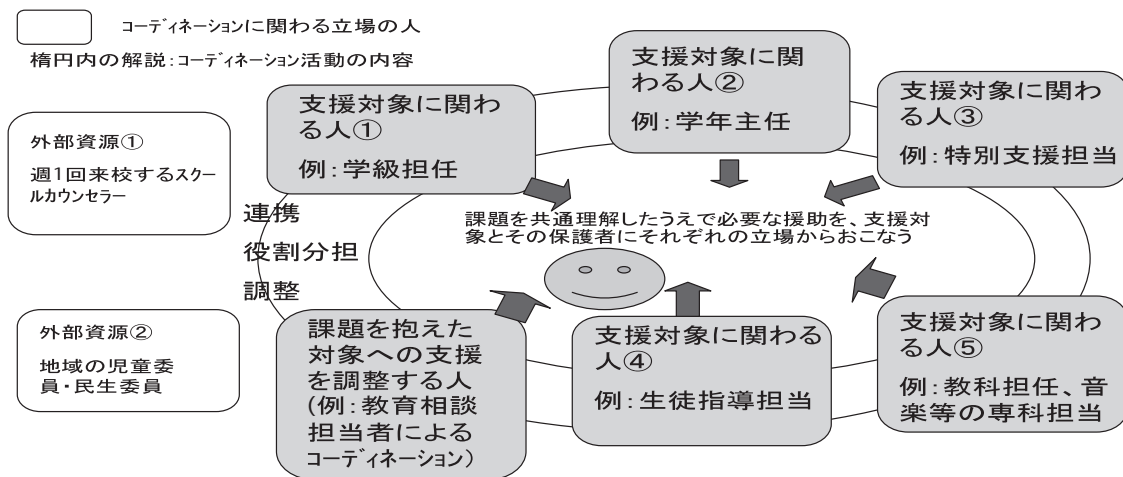


図2 対処に迷う児童生徒の事案のコーディネーションの例

での学校を維持する方向へと変わらざるを得なかったことは残念である。

反社会的問題行動を起こす生徒をめぐる対応では、特別支援教育の視点、生徒指導の視点、家庭への援助、他機関との連携といった多様な支援の視点をもつことが必要である。本事例では迅速なケース会議の開催と適切なメンバー構成を図り、対応策の立案を行った。しかし、問題行動の大きさもあり、改善には至らなかった。早期からの支援の必要性、学校での支援の限界、他機関連携の課題について今後さらに検討したい。

謝辞：本論文に資料掲載をお許しいただいた西山久子先生(福岡教育大学教職大学院)に心より感謝いたします。

### 参考文献

小栗 正幸 2011『発達障害児の思春期と二次障害のシナリオ』 ぎょうせい  
 小栗 正幸 2011『行為障害と非行のことがわかる本』 講談社  
 楠 凡之 2008『「気になる保護者とつながる援助」かもがわ出版